

長 建 協 発 第 64 号
平成24年 5月17日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「労働時間等見直しガイドライン」並びに「精神障害の労災認定」
パンフレットについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、事業主およびその団体が、労働時間の設定を改善するにあたって、適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）のパンフレットを別添1のとおり、また、業務による心理的負荷が原因となった精神障害にかかる労災補償について、審査の一層の迅速化や適正化を図るために新たに認定基準を策定し、当該判断基準を解説したパンフレットを別添2のとおり作成した旨、連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。